

第 8 3 号議案

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和 4 年 1 1 月 2 5 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料を改定する必要がある。

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する 条例

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年中野区条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に、「2,800円」を「3,200円」に改め、別表2の表中「2,600円」を「3,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表1の表1の項及び3の項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた廃棄物の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた廃棄物の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表1の表2の項の規定は、施行日以後に区長が収集及び運搬をした事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が収集及び運搬をした事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 4 改正前の別表1の表2の項に規定する廃棄物処理手数料（以下「旧廃棄物処理手数料」という。）に係る有料ごみ処理券は、施行日以後1月間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券の交付を受ける際に旧廃棄物処理手数料をあら

かじめ納付した事業者は、改正後の別表 1 の表 2 の項に規定する廃棄物処理手数料を納付したものとみなす。

- 5 改正後の別表 2 の表の規定は、施行日以後に区長が届出を受けた動物の死体の処理に係る動物死体処理手数料について適用し、施行日前に区長が届出を受けた動物の死体の処理に係る動物死体処理手数料については、なお従前の例による。